

(2) 返納額がある場合

- ・ 2 (1) ア～オに該当しない方は、次のとおり返納額を計算の上、報告してください。

○返納額の計算方法

<課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合>

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{返納額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{10}{110}$$

<課税売上高が5億円以上又は課税売上割合が95%未満の場合>

ア 個別対応方式を採用している場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{返納額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{B} \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{課税売上のみ}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{B} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{共通対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税売上割合} \\ \hline \end{array} \times \frac{10}{110}$$

イ 一括比例配分方式を採用している場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{返納額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{補助対象経費のうち}}{\text{課税仕入額}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税売上割合} \\ \hline \end{array} \times \frac{10}{110}$$

○提出書類

令和3年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書について（第4号様式（第12条関係））

○添付書類

- ①消費税等の仕入控除税額にかかる概要書（別紙）
- ②消費税等の確定申告書の写し
- ③課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（確定申告書付表2）の写し

3 その他の注意点

- (1) 消費税の申告義務がない場合、簡易課税方式により申告している場合、公益法人等であって特定収入割合が5%を超える場合など、返納額が「0円」の場合であっても報告してください。
- (2) 報告書「第4号様式（第12条関係）」は、1補助決定額（確定額）に対し1通作成してください。
- (3) 返納額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算してください。
ただし、消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いてください。
- (4) 減価償却費のように支出を伴わない費用は、計算から除外してください。
- (5) 算出された返納額は、円未満切り捨てとしてください。
- (6) 消費税の申告方法については、税理士又は税務署にお問い合わせください。